

後期高齢者医療制度の保険料

記号の見方 曜日 時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なりますのでご注意ください。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（口座振替や納付書による納付）の2種類ですが、特別徴収が優先されます。

①4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収（4月・6月・8月の年金からの天引き）されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から2月に支給される年金から天引きさせていただきます。

※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の1/2を超える方は、口座振替や納付書により納付していただきます。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回（7月から翌年の2月まで）となります。

③10月の年金から天引きされる方

平成26年10月1日から平成27年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方（②の方は除く）などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

※複数の年金を受給している方は、国民年金（老齢基礎年金）を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても保険料が天引きされない場合があります。

保険料算定の基礎

- ・均等割額 38,700円
- ・所得割率 7・43%
- ・保険料の上限額 57万円

保険料の納付方法の変更

すでに、特別徴収（年金から天引き）をされている方も、市に申し出ることで口座振替による納付を選択できます。

保険料軽減措置

平成27年度の保険料軽減措置は下表のとおりです。「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が

軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。

②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

③所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。（年金収入で153万円以上211万円以下の方）

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。なお平成27年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送しますが、届かない場合は国保年金課までご連絡ください。新しい被保険者証（青色）は、有効期限が平成28年7月31日までとなります。☎ 443-1139 国保年金課

八街市職員採用試験へ一般行政初級など

市では、平成28年4月1日付けで採用する職員の採用試験（第1次試験）を平成27年度印旛郡市職員採用共同試験により実施します。この共同試験の受験申し込みは、1市町に限り、併願が判明した場合は、失格となります。申込書などは7月中旬から総務課で配付します。また、ホームページからもダウンロードできます。

採用予定職種および人数

- ・一般行政初級（障がい者1人）
- ・保育士（1人程度）

試験日程

- 第1次試験（印旛郡市職員採用共同試験）9月20日（日）
- 第2次試験 第1次試験合格者に通知 7月28日～8月14日（土曜・日曜を除く）

受験申込受付期間 7月28日～8月14日（土曜・日曜を除く）

※郵送の場合は8月14日（金）消印有効

☎ 443-1113 総務課

佐倉市八街市酒々井町消防組合職員採用試験

消防組合では、平成28年4月1日付けで採用する職員の採用試験を平成27年度印旛郡市職員採用共同試験により実施します。

受験申込みは、1団体（消防組合または市、町）に限ります。併願が判明した場合は失格となります。

採用予定人数・職務の内容

- ・消防 5人程度
- ・救急救命士 2人程度

受験資格

- ・消防 昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
- ・救急救命士 昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方

☎ 481-1190 消防組合本部総務課

後期高齢者医療制度保険料均等割軽減措置

軽減率	軽減額	判定基準（世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計金額）
9割	34,830円	被保険者の全員が年金収入で80万円以下の世帯（その他の所得がない）
8.5割	32,895円	所得額が33万円以下の世帯
5割	19,350円	所得額が33万円+被保険者数×26万円以下の世帯
2割	7,740円	所得額が33万円+被保険者数×47万円以下の世帯

平成28年4月1日までに生まれた方で、救急救命士の資格を有する方または平成28年春季までに資格を取得見込みの方

※消防および救急救命士ともに学歴は問いません。

印旛郡市職員採用共同試験 9月20日（日）

場 佐倉市立佐倉中学校

時 7月28日～8月14日 午前9時～午後5時（土曜・日曜を除く）

受付期間 7月28日～8月14日（金）

※郵送の場合は8月14日（金）消印有効

☎ 481-1190 消防組合本部総務課